契約変更理由書

神戸市

工　事　名	青木駅南線街路築造工事

契約変更後の工事概要

土工　1式　街渠工　L=408m　車道舗装工　A=1500 ㎡
歩道舗装工　A=157 ㎡　インターロッキングブロック舗装工　A=301 ㎡
構造物撤去工　1式

【設計変更の理由】

（１）工事を進める中で、近隣の保育所および病院より騒音・振動および粉塵低減の要望があったため、万能板基礎撤去を当初の標準的な現場での破砕工法から、基礎ブロックを塊のままラフタークレーンでトラックに積み込み、処分場で破砕する工法に変更したため、構造物取壊し工が増工となる。

（２）既設のコンクリート舗装版が当初想定していた 10 ㎝より厚く、25 ㎝あったことに加え、上記近隣保育所及び病院からの騒音低減に対する要望をふまえて、当初の標準的なコンクリート舗装版破砕工法から、コンクリートカッターで切断した舗装版の塊をバックホウでトラックに積み込み、処分場で破砕する工法に変更したため、構造物取壊し工が増工となる。

（３）阪神電気鉄道との近接施工協議で、安全確保の観点より駅付近での作業において、駅利用者に対して適切な誘導をするよう指導を受けたため、当初想定よりも追加で交通誘導員を設置する必要が生じたことから交通管理工が増工となる。

（４）阪神連立事業で過去に青木駅舎の改築を行っており、当時は駅コンコースの範囲が不確定だったため、取り合い部が仮舗装のまま暫定供用していたが、阪神電鉄との協議が整い仮舗装を駅コンコースと同様のタイル舗装に仕上げることとなったため、タイル舗装工が増工となる。

（公表様式第６号）